

前田小学校いじめ防止基本方針

- すべての児童が笑顔で楽しい学校生活を送るために -

平成26年4月1日策定

令和5年4月1日改訂

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と、一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。また、些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって、児童生徒が示す変化を見逃さないようにし、いじめを認知できるように努める。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある人間として決して許されない行為である。

しかし、いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりえることから、市教委、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となり、未然防止・早期発見・早期対応等、いじめ防止対策に継続して取り組まなければならない。

以上の基本的な考え方に立ち、すべての児童が笑顔で楽しい学校生活を送るために、「前田小学校いじめ防止基本方針」を策定し、その基本方針に従って、いじめの防止等のための対策を全教職員が推進する。

2 いじめ防止のための基本的な姿勢

- (1) 教師として、「いじめを許さない・見過ごさない」という姿勢を貫く。
- (2) 人権・同和教育を核とし、児童の心に寄り添い、認め、慈しむことで、いじめを生まない風土作りに努める。
- (3) いじめを行う者や傍観者を生まない集団作りをめざした児童の自発的な取組を積極的に支援する。
- (4) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育むような教育活動を推進する。
- (5) いじめの早期発見のために、いじめを見抜く鋭い感覚を身につける等様々な手段を講じる。
- (6) いじめの早期発見のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく、各種団体や専門家と協力して、解決・事後指導にあたる。
- (7) 学校と家庭、地域社会等すべての関係者との常時的な連携をとることで、一体となって「いじめ防止」に取り組む。

3 未然防止のための取組

「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが、いじめ問題において、まず重要である。そのために「いじめはどの学級・どの学校にもおこりえる」という認識をすべての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。

また、学ぶ喜びを感じ、学習意欲が高まり、主体的な学びを確立できるような授業づくりを心がけ、基礎・基本の定着を図るとともに、達成感や成就感を育て、自己有用感を味わい、自尊感情を育むことができるような教育活動の推進に努める。

本校が中核として取り組んでいる人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道德教育をさらに充実させる。

【いじめが起こらない学級・学校づくり】

①学級の「なかよし・人権目標」策定

学級の人権意識を高めるための人権目標に「いじめゼロ」の観点を加え、人権集会で宣言する。年間通した人権意識向上のための活動計画により表現したメッセージ等の表現物を、学級や体育館に掲示する。また、人権について考える会では、「いじめゼロ」の観点を入れた活動を組み込む。

②道德ノートの活用

特別の教科道德の学習の中で道德ノートを活用し、道徳的心情を育てるとともに、学習したことを実践していく力を養う。

【自己有用感を味わい、自尊感情を育むような教育活動の推進】

①一人一人が活躍できる学習活動

- ・学ぶ喜びを感じる授業づくりを通して、自ら学び、ともに考え合う児童を育成する。
- ・児童が主体的に取り組む学習活動や家庭学習の推進・実践を図る。
- ・ペア学年活動による異学年交流を充実する。
- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動を充実させる。

②人間関係づくり

- ・S S T（ソーシャルスキルトレーニング）やS G E（構成的グループエンカウンター）などを活用し、自分と友達の考えの違い等、多様な考えを受け入れ、尊重できるような態度を育成する。

③人とつながる喜びを味わう体験活動

- ・新川河川敷公園や高田駅の花壇の植え替え、田植え、菊作り等地域の方との交流を通して、地域の方の思いや、思いやりの心、労働の価値等、多くのことを学ぶ機会である体験活動を推進する。

4 早期発見のための取組

いじめは、早期に発見することが、早期解決へとつながる。そのために、私たち教師は日頃から児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあること、いじめは目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。そのため、小さな変化を敏感に察知し、いじめを見抜き・見逃さない鋭い感覚を身につけねければならない。

また、児童の情報を共有するとともに、保護者や地域とも連携して、情報をきめ細かく収集する。

【早期発見の手立て】

①日々の観察

休み時間や給食時、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に気を配る。児童とともに過ごす機会を積極的に設ける。

②個と集団を見る視点

学校生活の場面ごとに次のような個の観察の視点をもつ。

場面等	児童観察の視点例
登下校時	<input type="checkbox"/> 元気がなく浮かない顔をする。あいさつが返ってこない。 <input type="checkbox"/> 特に用事もないのに、教師に近づいてくる。
朝の会	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増え、理由を明確に言わない。 <input type="checkbox"/> 体調不良を訴える。(頭痛・腹痛・吐き気等)
授業開始時	<input type="checkbox"/> 一人遅れて入室したり、泣いていたりすることがある。 <input type="checkbox"/> 用具、机、椅子等が散乱している。隣と席を離されている。
授業中	<input type="checkbox"/> グループ活動等で孤立しがちである。 <input type="checkbox"/> 教科書、ノートに落書きが目立つ。配布物が届かない。 <input type="checkbox"/> 他の児童から発言を強要されたりはやし立てられたりする。
休み時間	<input type="checkbox"/> 用もないのに職員室に來たり、一人でいたりする。 <input type="checkbox"/> 友達とはいるが、表情が暗く、いつも同じ役をしている。 <input type="checkbox"/> 集団でトイレに行き、なかなか帰ってこない。
給食時	<input type="checkbox"/> 嫌われるメニューの時、多く盛られる。デザート等を譲る。 <input type="checkbox"/> その子どもが配膳すると嫌がられる。机を離す。
清掃時	<input type="checkbox"/> 人の嫌がる仕事をしたり、最後まで一人でいたりする。
放課後	<input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、作品にいたずらされたりする。 <input type="checkbox"/> 衣服が汚れていたり、靴や傘が隠されたりしている。 <input type="checkbox"/> 一人で帰宅したり、友達の荷物を持たされたりしている。

※どのようなグループがあり、グループ内の人間関係はどうであるかを把握する。

気になる言動が見られた場合は、適切な指導を速やかに行い、関係を修復する。

③情報の共有

おかしいと感じた児童がいる場合は、管理職・生徒指導主事を交え、教師間で情報を共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。

④教育相談

必要に応じてスクールカウンセラーを活用し、児童にカウンセリングを受けさせたり、日々の家庭学習に日記を取り入れたりするなど、子どもの心の状態に目を配り、担任と児童・保護者が日頃から連絡や相談を行いやすい環境を整えておく。

教育相談については、定期的な教育相談週間を整備し、担当から保護者にお知らせ（ご案内）する等、相談体制を整備する。

⑤いじめアンケート

原則学期に1回実施する。全体の集計を担当が行い、担任は、事後指導として課題点について個別面談等、即時改善を図る行動を取る。また、担任への教育相談の機会を確保したり、児童の実態の把握をしたりするために、いじめアンケートとは別に学期に1回「せんせいあのね」アンケートを実施する。

【相談しやすい環境づくり】

①本人からの訴え

本人の心のケアに努めるとともに、心身の安全を保障する。その上で、事実関係や気持ちを傾聴する。

②周りの児童からの訴え

訴えには新たないじめの発生を防ぐために、他の児童の目につかない時間や場を設定する。勇気ある行動を称え、安心感を与えた上で傾聴する。

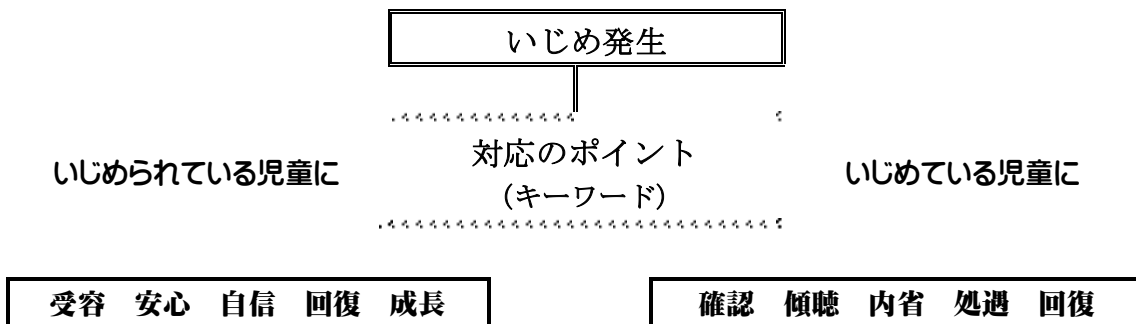
③保護者からの訴え

訴えには、保護者の気持ちを十分に理解して接するとともに、本人を必ず守るという姿勢を伝える。

5 早期対応 - 早期解決に向けての取組 -

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に、迅速な指導を行い、解決に向けて担任一人が抱え込まずに、学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実施計画を立て、継続的に見守る。

【早期対応の基本的な流れは、『前田小いじめ対応マニュアル』を参照のこと】



(1) 学校での組織的な対応 『一人で抱え込まないことが解決の一步!』

いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教職員だけが抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応する。そのためには速やかに管理職に報告し、校長のリーダーシップの下、緊密な情報交換や共通理解を図り、一致団結して取り組む。

(2) 事実関係の把握 『正確かつ迅速に!』

いじめの情報が寄せられた場合、まず両者の言い分を十分に聞き、そこに違いがある場合には、いじめられる側の心理的苦痛を共感的に理解することを基本にする。当事者だけでなく、保護者や友達からも情報収集を行い、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。

(3) 指導体制・方針決定 『関係者の共通理解』

指導のねらいを明確にし、すべての教職員で共通理解を図り、共通歩調で対応する。また、対応する教職員の役割分担を考え、明確な指示ルートの役割を確認する。さらに、市教育委員会、県教育委員会や関係機関との連携を図る。報道機関などの外部機関からの問い合わせの窓口を管理職に一本化する。

(4) いじめられている児童への支援 『徹底して守り抜くという姿勢を示す!』

子どもとの心のふれあいを通して、信頼関係を基盤とした支援に全力を尽くす。いじめられている児童の立場に立ち、苦しみや苦痛に共感しながら、励まし、心の支えとなるよう支援する。心の傷を癒すように継続的に寄り添い、次第にいじめに立ち向かう力を持ち、自立できるよう、スクールカウンセラーとも連携を取りながら支援する。

また、いじめを知らせた児童から話を聞く場合は、他の児童の目にふれないように場所や時間等に配慮する。

(5) いじめている児童への指導 『毅然とした対応をとる』

いじめられている児童の心身の苦痛がどのようなものであるかを考えさせることによって、自分のした行為がいじめにあたることを理解させる。

いじめの動機やいじめている時の自分の気持ちをじっくりと聞くとともに、いじめをしている自分を厳しく見つめさせ、心の弱さを自ら乗り越えていくよう指導・支援する。「いじめは人間として絶対に許されない」との毅然とした態度で、組織的に指導に臨むとともに、必要に応じて関係機関との連携・協力を得ながら指導に当たる。

(6) 保護者との連携 『緊密な連携』

いじめ問題が起きたときには、保護者との連携はいつも以上に密にし、学校の取組について随時情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。事後の児童の望ましい成長のために、以前より増して保護者との連携を緊密にし、学校と家庭が共通行動をとり、見守る体制をとる。

6 校内組織

いじめ問題の取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志をもって、学校全体で組織的に行う。組織的な取組を推進するため、通常の生徒指導上の問題を話し合う「生徒指導委員会」とは別に、校長が任命したいじめ問題に特化した機動的な「緊急いじめ対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

(1) 学校内の組織

① 定例生徒指導委員会

学期に1回、全教職員で問題傾向を有する児童、全体で関わっていかなければいけない児童等についての情報交換を行う。現状や指導の内容等について担任から話を聞き、対応について協議を行い、全教職員が共通理解を図る。

② 緊急いじめ対策委員会

管理職、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー、関係教職員で構成する。いじめ問題に特化した内容について、その対策や措置を実効的に行うため、必要に応じて開催する。

※ 特に事案が生じたときには、速やかに招集し、その対応策について協議し、対策を講じていく中枢としての機能を持つ。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急を要するいじめ問題が発生した場合には、適切な対応をするために、緊急地域連携推進委員会を招集する。その招集の判断は、校長が行う。

組織メンバーは、以下のとおりである。但し、事案に応じて必要な関係者も、委員が必要と認める場合は出席するものとする。

【緊急地域連携推進委員会メンバー】

校区連合自治会会長	校区コミュニティー協議会会長
校区青少年健全育成連絡協議会長	校区子ども会育成連絡協議会長
校区民生委員・児童委員協議会長	校区主任児童委員
前田小学校PTA会長	前田小学校PTA生活指導部長
高松東警察署・前田駐在所	管理職
生徒指導主事	関係職員
スクールカウンセラー	その他関係者